⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㈠　親会社と子会社の関係にある場合

㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㈠　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑾　日本国内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　指名に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、５⑴Ａによって得られる審査評価点の上位５者までを選抜（５者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、指名を行うものとする。

４　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は、熊本地震による大規模な斜面崩壊で通行不能となっている国道57号阿蘇大橋地区の災害復旧事業として、現位置の北側に位置する別ルート（北側復旧ルート）の一部を構成しているトンネル工事である。国道57号阿蘇大橋地区は、熊本県と大分県を結ぶ交通の要所であり、幹線交通路を早急に確保する必要がある。このような状況下で施工者独自の高度な工法等の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、トンネル工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）技術協力業務の実施に関する提案　15点

２）ＣⅡ及びＤⅠ支保パターン毎の100ｍ当たりの施工日数及び経済性に関する提案　60点

３）Ｅパターン部掘削における施工上の課題及び対応策に関する提案　30点

⑵　優先交渉権者の選定　上記４⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、複数工事に参加を希望する者は、希望する工事に順位をつけ、技術評価点が最も高い者が希望した工事、技術評価点が２番目に高い者の順番で選定を行う。

⑶　技術提案書（設計数量を含む。）及び見積書等について技術対話を行う。

⑷　技術対話を通じて技術提案書（設計数量を含む。）及び見積書等について、改善案を求める場合がある。

⑸　技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

⑺　その他　本公示に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は共通とし、工事毎に異なる提案をした者の技術提案は無効とする。また、複数工事に参加を希望した者が、優先交渉権者として選定された場合、その他の希望工事の技術提案書は無効となる。

５　段階選抜に関する事項等

⑴　本工事の段階選抜は以下のとおり実施する。一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ａ一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点40.0点）

Ａ　一次審査　下記１）～３）の項目における審査評価点の合計の上位５者までを選抜する。ただし、５者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）配置予定技術者の能力

２）企業の施工実績

３）事故及び不誠実な行為に対する評価

Ｂ　二次審査（指名された者）　一次審査で選抜され、３に示す「指名に関する事項」により指名された者の中から、下記７⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

６　担当部局

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）　九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092―471―6331㈹（内線2527）

７　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　説明書の交付

①　交付期間：別表１①に示す期間。

②　交付場所：上記６に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに６の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書の提出方法　本公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに資料等は、参加を希望する何れか１件の工事にまとめて添付すればよいが、資料等を添付しない他の工事には、説明書で示す様式を資料等に代えて添付すること。（詳細は説明書による。）

１）申請書及び一次審査に関する資料

①　提出期間：別表１②に示す期間。

②　提出場所：上記６に同じ。

③　提出方法：㈠電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㈠　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㈡　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

２）二次審査に関する資料（指名された者）　５⑴Ａに掲げる一次審査で選抜され、３により指名された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

①　提出期間：別表１③に示す期間。

②　提出場所：上記６に同じ。

③　提出方法：提出場所へ持参し又は郵送等により提出すること。なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、辞退したものと見なす。